

意見書

平成24年1月19日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 761-0195
かがわけんたかまつしかすがちよう
住 所 香川県高松市春日町1735番地3
かぶしきがいしゃえすていねっと
氏 名 株式会社STNet
こが よしたか
代表取締役社長 古賀 良隆
電話番号 [REDACTED]
FAX番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]
[REDACTED]
(担当: [REDACTED] [REDACTED])

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見対象	頁	意見
<p>1-5 対象領域の決定 (1) 定点的評価</p>	<p>14頁</p>	<p>【総務省案】 項目全体</p> <p>【意見】 対象領域の設定にあたり、従来の「固定電話」「インターネット接続」「移動体通信」「法人向けネットワークサービス」の4領域から「音声通信(固定系、移動系)」「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」「法人向けネットワークサービス」の3領域へと再構成されたことに賛同いたします。</p> <p>データ通信分野においては、スマートフォンに代表される移動系のデータ通信サービスの普及が目覚しく、速度面においても従来は数Mbps程度であったものが最大数十Mbpsとなるなど、高速化・高機能化によって固定系(ブロードバンド)データ通信と遜色のないレベルに達しています。</p> <p>このような移動系データ通信環境の向上から、比較的インターネット利用の少ない層や若年層を中心に固定系(ブロードバンド)サービスを契約せず、通信環境はスマートフォンなどの携帯端末だけで十分であるとする層が急速に増えております。</p> <p>また、データ通信(インターネット)サービスを選択するにあたり、移動系と固定系との間でのサービス選択やスイッチングが当たり前のようになりつつある状況が現実になっています。</p> <p>一方で、固定系(ブロードバンド)は約3千6百万契約なのに対して、移動系では約1億2千7百万契約と前者の4倍近い規模になっています。</p> <p>こうしたことから、ユーザにとってより望ましい競争状況を判断するためには、従来のように固定系の「インターネット接続」という枠内だけで競争状況あるいは市場支配力を評価するよりも、移動系を含めた、より広い「データ通信」という枠組みで考えることがよりふさわしいと考えます。</p>
<p>4-2-2 分析に用いる判断要素(定性的要因)</p>	<p>48頁</p>	<p>【総務省案】 各項目全体</p>

<p>(2)事業者の地位及び従来の競争状況</p> <p>③事業者の総合的な事業能力</p> <p>4-3-2 「単独」または「協調」による市場支配力</p> <p>4-3-3 市場支配力のレバレッジ</p>	<p>53頁 ～ 57頁</p>	<p>【意見】</p> <p>競争状況の判断に当たっては、「事業者の総合的な事業能力」、同一企業やグループでの「協調による市場支配力」や、複数サービス・事業を提供するそれらの事業者による「市場支配力のレバレッジ」といった視点はきわめて重要であると考えますので、取り入れることに賛同いたします。</p> <p>前述のとおり、移動系と固定系の間でのデータ通信(インターネット)サービス選択やスイッチングが当たり前のように起きる状況になっております。</p> <p>現状では、携帯契約(約1億2千7百万契約)は主要3事業者が90%以上を占めており、1社ですべての固定系ブロードバンド(約3千6百万契約)に匹敵する規模を持つなど、市場規模では圧倒的に大きなものになっています。また、主要3事業者はいずれも自社内あるいはグループ内に固定系と移動系サービスを持ち、最近では両者のセット割引提供などの一体提供の動きが出始めています。</p> <p>今後は大きなユーザ数を持つ移動系事業者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一企業ないしグループ内に持つ固定系サービスと一体となったサービス提供や営業活動を行うこと、例えば移動系サービスと固定系サービスとのセット提供に際して自社グループサービス間のみ大幅なセット割引を設定することなどにより、移動系サービスを持たない固定系事業者を圧迫したり、 ・移動系サービスとの連携を求める固定系事業者に対して、一方的に自己に有利な取引条件を押し付ける <p>といった事態が懸念されます。</p> <p>これらの行為は、同一事業者の場合には「市場支配力のレバレッジ」に相当し、同一グループ内の場合には「協調による市場支配」に相当すると考えられ、公正な競争状況を阻害し、ひいては健全な事業やサービスの発展を損ねることになると考えます。またその判断においては「事業者の総合的な事業能力」に着目することが重要となります。</p> <p>弊社は移動系事業者あるいはその企業グループが移動系事業での優越的な地位を利用して、移動系サービスを持たない固定系事業者を圧迫し、市場支配を拡大することがないよう、市場支配の実態を適正に評価し、必要な政策措置を行っていただけるよう、強く希望するものです。</p>
--	--------------------------	--